

～ お知らせ ～

健康保険被保険者証（写）の「保険者番号」・「被保険者等記号・番号」及び「QRコード」にマスキングをお願いします。

医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。告知要求制限の規定は、令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されることとなりました。

つきましては、工事及び建設コンサルタント業務等において、技術者等の雇用関係を確認するために「健康保険被保険者証（写）」等を提出される際には、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」、「QRコード」をマスキングの上、提出いただきますようお願いいたします。

健康保険 被保険者証	本人（被保険者） 記号 マスキング 番号 マスキング	令和〇年〇月〇日交付
氏名	〇〇 〇〇	
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
性別	〇	
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
事業者名称	株式会社〇〇	QRコード マスキング
保険者番号	マスキング	
保険者名称	〇〇〇〇	
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇	